

## 1、はじめに

橿原市特別職報酬等審議会は、市長から議会議員及び行政委員の報酬並びに常勤の特別職の職員の給料の額（以下「特別職の報酬額等」という。）について諮問を受け、令和元年10月16日から計3回にわたり審議を行った。

現在の日本をとりまく経済動向や人事院の給与勧告、過去の本審議会の答申等を踏まえながら、県内11市及び類似団体（Ⅲ－3）50団体のうち25市をそれぞれ抽出し、報酬・給料や財政等に関して多角的に比較・検討を行った。

委嘱を受けた委員は、市民各層の代表であることを深く認識し、公平、中立の立場を堅持し、自由闊達な意見交換を行いながら審議を進めていった。

## 2、審議の経過及び論点

近年の日本の経済状況としては、雇用や所得環境の改善が進み、緩やかな景気回復が認められる。また、国家公務員の給与の民間準拠を目的とする人事院の給与勧告においては連続して上昇の勧告である一方で、特別職の報酬額等全体が高水準であるという意見もある。これらの背景を踏まえ、平成28年度の答申から3年が経過しており、特別職の報酬額等についても見直すべきであるか審議を行った。

事務局の資料説明を基に、県内及び類似団体との給料・報酬額の比較や減額措置の実施状況、景気や財政状況について、橿原市の現状把握と他市との位置づけを確認しながら議論を進めた。

これまでの審議会では、他団体との報酬額等の金額比較や団体間での位置づけの比較が、主な適正性の判断基準とされてきたが、今般改めて橿原市自体の財政や人口増減の現況を分析し、給料・報酬額を減額すべき状況にないかどうかを確認した。

## 3、議論

過去3年間分の決算総括から、橿原市の財政状況については決して余裕があるといえる状況ではないが、健全化判断の各指標において健全な状態であると判断できること。また、自主財源である市税の歳入が微増で推移してきていること等を前提として、他市との比較を行った。

### （1）市長、副市長及び教育長の給料について

給料額その他市との比較では、県内でも、また類似団体内でも概ね中位に属しており、一概に高額とは言えないので、本則を引き下げる必要はないが、これまで継続的に市長、副市長、教育長については条例による自主的な減額が行われており、これについては今後も継続されることが望ましい。

行政の仕組みでは難しいと思われるが、給料額を自主財源である税金等に一定率を乗じたものにする、といった経営的志向を取り入れることも今後検討されたい。

## (2) 議長、副議長及び議員の報酬について

報酬額その他市との比較では、県内では、議長は5位、副議長は4位、議員は4位、類似団体間ではいずれも9位と上位に位置している。しかしながら議員定数を1名減じることで約4パーセントの支出の削減を行った取組みを評価し、報酬額は据置きのままとする。

## (3) 行政委員会の報酬について

農業委員会以外の行政委員会については、教育委員と監査委員において県内の他市との比較では金額の偏りが見受けられるものの、類似団体間では中位に属しており、他の委員会（選挙管理委員、固定資産評価委員及び公平委員）においても同様である。また、行政委員会はその性質上、議会議員や常勤の特別職以上に都市ごとの活動内容や形態に地域差があり、金額の高低を主軸に評価することは適切ではない。

前回の本審議会からの答申後、法律や制度、活動内容に大きな変更はなく、今回は報酬額を見直すべき必要性が認められないので、据置きが妥当である。

次に、農業委員会については、前回の本審議会からの答申により「月額・日額併用制」から「月額制」に変更となった農業委員の報酬額及び当時の法律改正を受けて新設された最適化推進委員の報酬額が適正であるか、また、県内では檀原市のみが報酬に加算していない「能率給」を新たに導入すべきか否かといった点について、他市との比較で詳しく検討した。

「能率給」は成果実績と活動実績から構成されるが、成果実績については評価指標が確立されておらず、客観的に適正な評価判断が困難であると思われること、また、国からの農地利用最適化交付金の助成期間が終了した後は市の財政負担が増えるといった観点から、今回は導入を見送り、委員の活動日数を評価基準とする活動実績のみを導入する。活動実績の支給に当たっては、各委員ごとの活動記録を詳細に把握、確認、集計することが困難であるため、総額を人数で均等割をし、算出するものとする。

農業委員の報酬額については、県外の他市では能率給の導入が広がっていないため、檀原市と支給形態が同じ県内の他市（日額制の生駒市と、日額と月額の併用制の大和郡山市を除く。）とを比較すると、会長を除いて県内平均より報酬額が低い。一方で職務内容を鑑みると、委員一人当たりの遊休農地面積は県内3番目の広さであり、委員一人当たりの職責は重いといえる。そのため、報酬については県内平均月額までの引上げが妥当である。また檀原市が独自で設置している小委員会委員については、他の委員間の現行額の報酬比率を県内平均に当てはめて算出した金額とする。なお、会長については、活動実績分の上限額である6,000円を加算後の支給額が現行受給額と同額となるよう調整した報酬月額（52,000円）とする。

<現行月額>

会長	58,000 円
小委員会委員	38,000 円
その他委員	21,000 円
最適化推進委員	20,000 円

20 : 17 の比率

<県内月額平均>

会長	49,000 円
小委員会委員	
その他委員	34,000 円
最適化推進委員	32,000 円

<答申月額>

会長	52,000 円
小委員会委員	41,000 円
その他委員	34,000 円
最適化推進委員	32,000 円

#### 4、結論

- 市長、副市長、教育長の給料について、現行の額を据え置くことが妥当である。
- 議長、副議長、議員の報酬について、現行の額を据え置くことが妥当である。
- 行政委員会委員の報酬について、農業委員会以外は現行の額を据え置くことが妥当である。
- 農業委員会については能率給は活動実績部分を導入し、支給額計算については総額を人数で均等割すること、また各委員の報酬については次のとおりとすることが適切である。

今後、早急に関係条例を改正することが望ましいと考える。

- ・農業委員会会長 月額 52,000 円
- ・農業委員（小委員会委員） 月額 41,000 円
- ・農業委員（その他委員） 月額 34,000 円
- ・農地利用最適化推進委員 月額 32,000 円

#### 5、付帯意見

本審議会は3年に一度開催されており、次回審議会までの3年間という比較的短期間における特別職等の報酬額等を審議するものである。しかし、市は、その大前提として税収や人口推移について、市の財政計画等で、赤字にならないよう、総合的な収支バランスを保つ長期的なビジョンを構築・維

持していかなばならない。

檀原市の自主財源である税収や人口の増減において、状況に大きな変化が認められるようなことがあればそれに応じ、市長、副市長、教育長は、自ら率先して給料の支給額の変更を行う等の経営者的な思考も必要である。

以上